

帝塚山大学研究倫理規程

制定 平成18年7月28日

(目的)

第1条 この規程は、帝塚山大学（以下「本学」という。）において、研究者が、医学的、生物学的又は心理学的研究等の人間を直接対象とした研究（実験、実習を含む。以下同じ。）のうち、倫理上の問題が生じる可能性のある研究（以下「研究」という。）を行う場合の留意事項及び手続き等を定め、もって研究対象者及びその関係者（以下「対象者等」という。）の人権を擁護するとともに、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

(研究者の定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、本学の専任教員（任期制教員を含む。）のみならず、本学において研究の実施に携わる研究活動に従事する者をいう。大学院学生も研究活動に従事するときは、研究者に準ずるものとする。

(留意事項)

第3条 研究者は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) ヘルシンキ宣言の趣旨に則して研究を行う。
 - (2) 対象者等の人権を擁護するとともに、対象者等に不利益及び危険が生じないよう十分配慮する。
 - (3) 対象者等に研究の内容及び方法を説明し、理解を求めた上で記録に残る方法で同意を得る。なお、研究対象者が未成年者の場合は、本人及び保護者等から記録に残る方法で同意を得る。また、研究対象者が年少者又は障害者等で、本人の同意を確認することが困難な場合は、保護者等から記録に残る方法で同意を得る。
 - (4) 研究においては、公正性並びに信頼性の確保に努め、研究者個人の利益相反が生じないよう適切に管理する。
- 2 研究者は、研究実施計画について、学長の承認を得なければならない。

(研究倫理委員会)

第4条 第1条の目的を達成するため、本学に帝塚山大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究実施計画の審査に関すること
- (2) その他研究上の倫理に関すること

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 心理学部長
- (2) 現代生活学部長
- (3) 心理科学研究科長
- (4) 事務局長（次長）

(5) 総務課長

(6) その他学長が必要と認めた教職員

- 2 前項の委員のほかに、委員会の議を経て、学外の有識者若干名を委員とする。
- 3 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、当該研究について説明を受け又は意見を聴取することができる。
- 4 委員が、当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることができない。

(委員の任期)

第7条 前条第1項第1号から第5号までの委員の任期は、その職にある期間とし、異動が生じた場合には、後任者が委員を引き継ぐものとする。前条第1項第6号の委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、学長が指名する委員をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(委員会の会議)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

- 2 議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、第5条第1項第1号の審査の判定は、出席委員全員の合意によることを原則とする。
- 3 委員長は、審査の結果について、答申書により、速やかに学長に答申する。

(委員会の審査)

第10条 委員会は、第3条第1項の各号に留意して審査し、判定を行う。

- 2 審査の判定は、次の各号に定める表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、総務課が担当する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(審査手続等)

第13条 研究者は、研究倫理審査申請書（以下「申請書」という。）を学長に提出する。

- 2 学長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を諮問する。ただし、第16条に定める場合は、この限りでない。
- 3 学長は、第9条第3項の答申に基づき、審査結果通知書により、研究者に通知する。

(再審査)

第14条 学長は、委員会の審査結果に疑義が生じたときは、委員会に再審査を諮問するこ

とができる。

2 研究実施責任者は、審査の結果に異議あるときは、学長に再審査を求めることができる。

3 学長は、前項の請求を委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に再審査を諮問する。

(研究計画の変更)

第15条 研究者は、研究計画等を変更しようとするときは、研究計画変更申請書を学長に提出する。

2 学長は、前項の変更を委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に審査を諮問する。

(審査の特例)

第16条 学長は、当該審査が緊急を要し、かつ審査事例に基づき審査結果が明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに判定を行うことができる。ただし、事後速やかに、委員会に報告を行う。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、委員会及び大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成18年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月19日に改正し、同日付で施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月1日に改正し、同日付で施行する。

附 則

この規程は，令和7年9月1日に改正し，同日付で施行する。